

誠実

誠実 心にあらずば生るゝ言行一致

よく考え 助け合つて やりぬく

2016.05.2 No.6

北陵中学校生徒指導通信
学校電話 0572-27-6068

自転車に乗車中の交通事故が増加～「自転車安全月間」の実施～

北陵中学校の生徒の事故はなく、誰もが安心・安全な生活を送っていることと思います。しかし、多治見市内では、自転車の交通事故が増えているそうです。法律も変わり、生徒皆さん、特に14歳以上には、重い罰則が科せられます。これを機会に、[自転車安全利用五則]をきちんと理解し、身に付け、マナーを守って、自転車の利用をしてください。

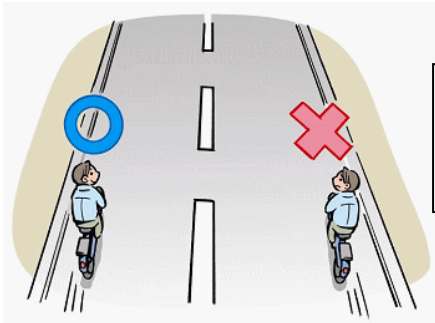
1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外



道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

【罰則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

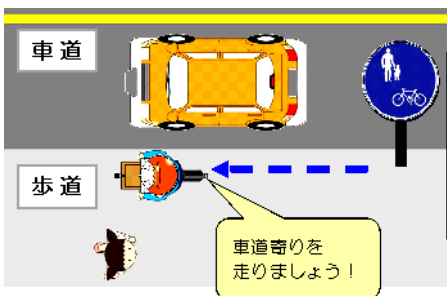
2. 車道は、左側を通行



自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。道路の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。

【罰則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行（ゆっくり運転）

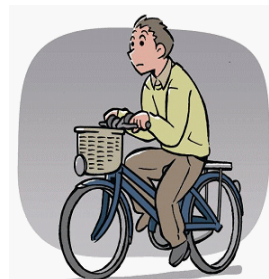


自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません

【罰則】2万円以下の罰金又は料料

4. 安全ルールを守る

●飲酒運転・二人乗り・並進の禁止



青信号でも必ず安全確認をしましょう。

●夜間はライトを点灯

●交差点での信号遵守と一時停止

【罰則】

- 飲酒運転：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 二人乗り：2万円以下の罰金又は科料
- 無灯火：5万円以下の罰金
- 並進：2万円以下の罰金又は科料
- 信号無視や交差点での一時不停止：3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

5. ヘルメットの着用（中学生は望ましい）



自転車を運転する児童の保護者は、児童にヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。成長過程の子どもは体の重心位置も不安定で、転倒した時、頭部に重大なダメージを受けることがあります。子ども自身が自転車に乗るときはもちろん、幼児を幼児用シートに乗せる時も、幼児用ヘルメットの着用をお願いします。

※危険行為（安全五則の4など）が3年間で2回以上繰り返すと、講習を受けなければいけません。

自転車の利用マナーについては、理解できましたか？北陵中学校の生徒が自転車を利用する姿を見るのは、放課後です。学校内での自転車の利用について伝えます。

＝北陵中学校内での自転車の利用について＝

- 校地内は、自転車で乗り入れない。引いて、校地内に入ること。
- 運動場を利用する場合には、校舎前の砂利の所に、整頓して置くこと。
- 運動場へは、絶対に乗り入れないこと。

また、放課後や休日での運動場の利用があります。本来認められてはいませんが、**多くのジュニアクラブさんの御好意で、利用ができてるのが本当のところ**です。感謝の気持ちを持ちながら、互いが気持ちよく利用できることに努めてください。

＝北陵中学校放課後運動場の利用について＝

- 下校時刻終了後のみの利用です。下校時刻前の利用は止めましょう。
- 利用しているジュニアクラブの方々が優先です。ジュニアクラブの利用があれば、一言申し出ましょう。それが、人としてのマナーです。
- 運動場の施設は、誰もが使ってよいものではありません。サッカークラブが使用しているのであれば、サッカーに関わる用具はサッカークラブが優先です。ソフトボールクラブが使用していれば、ソフトボールクラブが優先です。使用していなくても、勝手に使用することがないように、一言申し出ましょう。
- 使用したものについては、責任をもって片づけましょう。ゴミは持ち帰りましょう。